

# 山口県家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

## 第1条(総則)

1. 山口県農林総合技術センター(以下「県」という。)が販売等で譲り渡す家畜人工授精用精液、家畜受精卵(以下「精液等」という。)について、精液等を譲り受ける者(以下「譲受者」という。)は、この約款に基づき、精液等を利用しなければならない。
2. 譲受者は、県と精液等の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、県の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を県に提出しなければならない。

## 第2条(禁止事項)

譲受者は、県から譲渡された精液等を使用または第三者に譲渡する場合には、以下の行為を行ってはならない。

1. 家畜改良増殖法等関連法令に違反する行為
2. 精液等を日本国外に持ち出すための行為
3. 精液等を日本国内における肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

## 第3条(第三者への譲渡)

譲受者は、県から譲渡された精液等を第三者に譲渡する場合には、譲受者と当該第三者間の契約において、本契約により譲受者が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。